

令和7年12月12日開催

調 査

議会改革調査特別委員会資料

○調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

福島町議会事務局

調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

1. 前回会議の確認

令和7年10月2日に開催した特別委員会では、第4回会議で改めて各議員の考え方を整理したアンケート調査の結果をもとに、各検討項目について議論し、ある程度の方向性について確認を行った。

(1) 議員定数

議員定数については、議論の中で現状維持とする意見や現状の9人を定数とする意見のほか、8名以下といった意見もあったが、最終的にはもっとも意見の多かった限定数10名から1名減じ、定数を9名とする方向で確認した。

なお、今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、現状維持・8名以下とする意見があったことも合わせて報告することとした。

(2) 議員歳費

議員歳費については、諮問会議の議論等において町民の理解を得るためにも算定根拠を明確に示す必要があるとの指摘・検討を踏まえ、現行の「福島町方式」を採用・条例化し現在に至っており、令和5年の改選後からは比較対象とする給与を「町長・副町長・教育長」の月額平均から「町長」単独に見直すことで、歳費を増額しており、現在の歳費は管内平均を上回る状況にあることから、特別委員会としては「福島町方式」を維持・継続していく方向で確認した。

なお、今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、増額の意見があったことも合わせて報告することとした。

(3) 議員のなり手対策

議員のなり手対策については、先進地視察や議会モニター制度の導入等の取組を進めてきたが、見直し項目の一つであるハラスメント条例の制定については、該当する事例が発生してからでは遅いとの意見もあったものの、現時点では単独の条例として制定せず、当面、議員政治倫理条例にハラスメントの条項を追加することで整理することとした。

(4) 議会改革の見直し

① 常任委員会の在り方については、現在の2常任委員会を1常任委員会とする意見が多かったこともあり、特別委員会としては、1常任委員会とする方向で確認したが、1常任委員会とした場合の具体的な運用については引き続き議論を進めることとした。

② 議員のなり手対策における議員政治倫理条例の検討については、ハラスメント条項を追加・整理し、改正を行うことを確認とした。

2. 今後の議論の進め方について

(1) 議員政治倫理条例の改正について

議員政治倫理条例内でハラスメント条項の追加を行い整理するとの前回会議での意見を踏まえ、別添のとおり条項を追加する。

(P 4 : 議員政治倫理条例の改正について)

(2) 常任委員会の見直しについて

前回の特別委員会においては、1 常任委員会とする方向で確認したので、具体的な運用について検討を行う。

(P 6 : 常任委員会の見直しについて)

議会政治倫理条例の改正について

1. 目的

議員のなり手対策の項目として検討していたハラスメント条例については、新たな条例を制定せず現行の議員政治倫理条例内にハラスメント条項を追加して整理することから、議員政治倫理条例の改正内容について検討を行うものです。

2. 当議会の議員政治倫理条例に定める政治倫理基準

議員政治倫理条例で定めている政治倫理基準は以下のとおりとなっております。

福島町議会議員政治倫理条例より抜粋

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会・議員の品位・名誉を損なう行為を慎み、常に人格と倫理の向上に努め、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等、福島町が行う許可・請負その他の契約等に関し、特定の者のために不正な働き掛けをしないこと。
- (4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

3. 政治倫理条例で規定している市町

実際にハラスメント行為を政治倫理条例内（政治倫理基準）で規定している市町については以下のとおりとなっております。

(1) 政治倫理基準内に規定しているパターン

| 市町名 | (政治倫理基準) |
|------|--|
| 栗山町 | (8) 何人に対しても、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 |
| 苫小牧市 | (8) 地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。 |
| 市原市 | (4) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 |
| 長沼町 | (8) 地位を利用して、町民又は町職員に対しハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。 |
| 平川市 | (5) 強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 |

2. 政治倫理基準内ではなく、別条として規定しているパターン

| | |
|------|---|
| つがる市 | <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第6条 議員は、次に掲げるハラスメントを疑われる言動によって市職員又は他の議員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。</p> <p>(1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え人格又は尊厳を害し、職務環境を害する行為をいう。</p> <p>(2) セクシャル・ハラスメント 異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為をいう。</p> <p>(3) マタニティ・ハラスメント 職場等において、妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、その者の職務環境を害する行為をいう。</p> <p>(4) その他のハラスメント 誹謗中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為</p> |
|------|---|

4. 条例の一部改正（案）

条例の一部改正については、他市町の条例の規定を参考に、以下のとおり新たな条項は設けず政治倫理基準項目に人権侵害行為等について3項目を追加しております。

福島町議会議員政治倫理条例(平成31年条例第10号)の一部を改正する条例（案）

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その地位を利用して人権侵害のおそれがあるハラスメント行為をしないこと。</u></p> <p><u>(6) 公職にある者としての発言、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評の流布等の名誉棄損等の行為をしないこと。</u></p> <p><u>(7) その地位を利用して第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明、扇動する行為をしないこと。</u></p> |

常任委員会の見直しについて

1. 現在の常任委員会の体制について

常任委員会の定数は条例で、総務教育常任委員会6名、経済福祉常任委員会6名としているが、現状は総務教育6名、経済福祉5名となっており、委員会開催の際は、委員外議員の参加を奨励している。

2. 常任委員会の見直しについて

10月2日開催の議会改革調査特別委員会で協議した結果、常任委員会を2常任委員会から1常任委員会にすることで確認をしたが、1委員会にするにあたって検討が必要な項目として

① 検討事項1 名称について

② 検討事項2 委員会の定数について

現状は、1委員会の定数を6人とし、正副議長を委員にしているが、定数を9名とするか、7名として、正副議長を職権対応とするかの検討が必要。

③ 検討事項3 委員会の構成について

2つの常任委員会を一つにした場合、これまで2つの常任委員会で行ってきた所管事務調査を一人の委員長が対応することとなるが、年間25～30件となる所管事務調査を一人で対応するのは委員長の負担が大きく現実的に困難と考えます。

そのため、委員会内でこれまでの所管に分けて対応できるような体制の検討が必要になると考えますが、委員長とは別に所管を仕切る委員を置いた場合、現行の議員の役職加算は委員長までであり、委員長と同じ職務を行うとした場合の報酬の在り方が課題となります。

○参考

○常任委員会における年度別所管事務調査件数

| | R4 | R5 | R6 | R7 (※1) | 平均 | R8 (予定) |
|------|----|----|----|---------|----|---------|
| 総務 | 12 | 7 | 13 | 7 | 10 | 10 |
| 経福 | 19 | 15 | 14 | 15 | 16 | 13 |
| 小計 | 31 | 22 | 27 | 22 | 26 | 23 |
| 広報広聴 | 1 | 5 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 計 | 32 | 27 | 28 | 25 | 28 | 26 |

※1 R7は今後の予定も含んだ件数

※2 委員会が一つになることで「総合計画の変更」「行政評価」「現地視察・執行方針の取組状況」については一本化される。